

○福岡女子大学学則 (案)

法人規程第 33 号
平成 18 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
 - 第 2 章 学部及び学科の組織 (第 4 条)
 - 第 3 章 大学院 (第 5 条)
 - 第 4 章 授業科目及び単位数 (第 6 条)
 - 第 5 章 学年、学期及び休業日 (第 7 条・第 8 条)
 - 第 6 章 履修方法及び課程修了の認定 (第 9 条—第 15 条)
 - 第 7 章 卒業、学位及び資格 (第 16 条—第 21 条)
 - 第 8 章 収容定員、入学、退学及び休学 (第 22 条—第 30 条)
 - 第 9 章 賞罰 (第 31 条—第 33 条)
 - 第 10 章 再入学 (第 34 条・第 35 条)
 - 第 11 章 聴講生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生 (第 36 条—第 40 条)
 - 第 12 章 入学考查料、入学料、授業料等 (第 41 条)
 - 第 13 章 職員組織 (第 42 条)
 - 第 14 章 教授会 (第 43 条)
 - 第 15 章 附属図書館等 (第 44 条)
 - 第 16 章 学生寮等厚生保健施設 (第 45 条・第 46 条)
 - 第 17 章 名誉教授 (第 47 条)
 - 第 18 章 生涯教育等 (第 48 条)
 - 第 19 章 受託研究等 (第 49 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 福岡女子大学 (以下「本学」という。)は、教育基本法 (昭和 22 年法律第 25 号) 及び学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づいて、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検、評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図る

ことができる方法によって、情報を公開するものとする。

第2章 学部及び学科の組織

(学部、学科)

第4条 本学に次の学部及び学科を置く。

国際文理学部

国際教養学科

環境科学科

食・健康学科

2 前項に規定する学科ごとの人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

学 科	人材育成に関する目的
国際教養学科	グローバル時代の社会や文化について学び、それらを相対的に捉える力と国際コミュニケーション能力を身に付け、国際共生の理念を踏まえ、国内外で文化交流、国際協力、ビジネス活動など、幅広い分野で積極的に活躍できる人材を育成するための教育研究を行う。
環 境 科 学 科	人間社会の「持続可能性」を実現するため、自然科学と社会科学の文理に亘る学問的知識を統合して考える能力を修得させ、国際化する多様な現代社会の中で環境や社会システムの問題を解決に導くことができる人材を育成するための教育研究を行う。
食・健康学科	食の安全・安心や食文化、人間の健康の維持・増進に関する専門知識・技能、併せて多元的なものの見方や考え方、総合的な判断力や創造力を身に付け、食のグローバル化が進む社会で「食と健康」という人の生存に関する最も本質的な課題の解決に貢献できる人材を育成するための教育研究を行う。

第3章 大学院

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第4章 授業科目及び単位数

(授業科目、単位数)

第6条 本学に、第1条の目的を達成するために必要な授業科目を置く。

2 前項の授業科目は、学部共通科目、学部共通専門科目、学科科目、教職に関する専門教育科目とする。

3 学部共通科目については、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) ファーストイヤー・ゼミ
- (2) 学術言語プログラム
- (3) アドバンスト・イングリッシュ
- (4) 外国語科目

- (5) 情報活用科目
 - (6) 日本文化理解科目
 - (7) 語学研修科目
 - (8) 体験学習科目
 - (9) 共通基盤科目
 - (10) 健康スポーツ実習
- 4 第2項に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための外国人留学生特別科目を置くことができる。
- 5 各科目及び単位数は、別表第1から別表第15までのとおりとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 3月20日から4月4日まで

(4) 夏季休業 8月3日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

第6章 履修方法及び課程修了の認定

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

(単位の基準)

第10条 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

2 演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

3 実験及び実習は、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(卒業に必要な科目、単位)

第11条 本学の卒業の認定を受けるに当たっては、第6条に掲げる授業科目のうちから、次の表の学科の区分に応じて、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

区 分	国際教養学科	環境科学科	食・健康学科
ファーストイヤー・ゼミ	2	2	2
学術言語プログラム	15	15	15

外国語科目	4		
情報活用科目	2	2	2
日本文化理解科目	2	2	2
共通基盤科目	20	20	20
学部共通専門科目	6	6	6
学科科目（卒業研究含む）	60	60	52
自由選択科目	13	17	25
合 計	124	124	124

2 前項に定めるもののほか、科目の履修の方法等に関し必要な事項は、別に定める。
（他学科等の授業科目の履修）

第12条 学生は、他の学科の授業科目（実験実習を除く。）を別に定めるところにより履修することができる。

2 学生は、全学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として、別に定めるところにより履修することができる。
（他の大学等における授業科目の履修等）

第13条 学長が、教育上有益と認めるときは、他の大学又はそれに準ずる教育研究機関との協定に基づき、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、学部長が教授会の議に基づき 30 単位を限度として認定することができる。

3 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生については、学部長が教授会の議に基づき、30 単位を限度としてその学生の既修得単位を認定することができる。
（留学）

第14条 外国の大学等において、当該学科の教育課程に関連のある授業科目を履修しようとするときは、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

2 留学に関する規程は、学長が別に定める。
（単位取得の認定方法）

第15条 科目の単位取得の認定は、試験及び平素の成績による。試験は、学期末又は学年末に、その履修した科目について筆記、口述、論文等の方法により行う。

2 卒業研究の単位取得の認定は、審査の方法による。

第7章 卒業、学位及び資格

（卒業）

第16条 本学に4年以上在学し、第11条の規定により所定の科目を履修して所要単位を取得した者には、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に対し、卒業証書・学位記を授与する。
（学位の授与）

第17条 前条の規定により卒業証書を授与された者には、学士の学位を授与する。
（教育職員の免許状）

第18条 学部において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第16に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

（司書教諭の資格）

第19条 司書教諭の資格を取得しようとする者は、前条の教育職員の免許状を取得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める科目を履修し、単位を取得しなければならない。

（栄養士の免許状及び管理栄養士国家試験受験資格）

第20条 食・健康学科で栄養士の免許状を取得しようとする者は、栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 食・健康学科で管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）及び管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

（食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格）

第21条 食・健康学科で食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取得しようとする者は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

第8章 収容定員、入学、退学及び休学

（収容定員及び入学定員）

第22条 本学の収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

	収容定員	入学定員
国際文理学部	960人	240人
国際教養学科	540人	135人
環境科学科	280人	70人
食・健康学科	140人	35人

（入学期）

第23条 学生の入学は、毎年4月とする。

（入学資格）

第24条 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育

施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第25条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学考査料を添えて出願しなければならない。

（入学試験）

第26条 前条の入学志願者については、学長の定めるところにより、入学試験を行う。

（入学手続及び入学許可）

第27条 入学試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第28条 前条の保証人は、学生の父母兄弟又は本学が適当と認められた者で、学生の身上に關し、一切の責に任じ得る者でなければならない。

2 学生は、保証人の身分の変動があったときは、新たに保証人を定めて前条第1項の誓約書を本学に提出しなければならない。また、保証人の住所の変更があったときは、学長に届けなければならない。

（転学科及び転編入学）

第29条 他の学科に転学科を志願する者には、選考のうえ転学科を許可することがある。

2 本学に転学を志願する女子には、選考のうえこれを許可することがある。ただし、この場合現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 大学又は短期大学等の卒業生で本学に編入学を志願する女子には、選考のうえこれを許可することがある。編入学についての細則は別に定める。

4 他の大学に転学を志願するときには、学長の許可を得なければならない。

（休学、復学、退学）

第30条 病気又はやむを得ない事由により、引き続き6月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ、休学を申請してその許可を得て休学することができる。ただし、他大学受験を理由とした休学はこれを認めない。

2 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年の範囲内で、休学期間の延長を認めることができる。

- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間中に、その事由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。
- 5 病気又はやむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ、退学を申請してその許可を受けなければならない。
- 6 学生が死亡または行方不明になった場合は、保証人による届出等により、当該学生を退学したものとみなす。

第9章 賞罰

(表彰)

第31条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長は教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(除籍)

第32条 次の各号の1に該当する者は、学長が教授会の議を経てこれを除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第9条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 許可を受けた休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(懲戒)

第33条 本学の学則その他の規程に反し、秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は学長が、教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、これをけん責、停学及び退学処分とする。

第10章 再入学

(退学者の再入学)

第34条 退学した者が再入学を希望したときは、選考のうえ、学長は、教授会の議を経て許可することができる。

(除籍又は退学処分を受けた者の再入学)

第35条 除籍又は退学処分を受けた者が再入学を希望したときは、反省の実があると認められるときに限り、選考のうえ、学長は、教授会の議を経て再入学させることができる。

第11章 聴講生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生

(聴講生)

第36条 1科目又は数科目の聴講を希望する女子で本学が適当と認めた者には、聴講を許可することができる。

(科目等履修生)

第37条 本学の授業科目の一部を修め単位を修得しようとする女子で、本学が適当と認めた者には、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第38条 外国人の女子で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者には、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第39条 大学卒業生又はこれと同等以上の学力を有する女子で、本学において特定の研究を希望する者については、選考のうえ、研究生として、許可することができる。

(委任)

第40条 前4条に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関する必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

第12章 入学審査料、入学料、授業料等

(授業料等)

第41条 入学審査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額、納入方法等については、別に定める。

第13章 職員組織

(職員等)

第42条 本学に次の職員を置く。

学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

- 2 本学に事務局その他の事務組織を置く。
- 3 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 教授会

(教授会)

第43条 本学の学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に係る次の事項について審議する。
 - (1) 学生の入学、再入学、転編入学、転学科、留学、退学、休学、復学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項。
 - (4) その他学部の運営に関する重要事項
- 3 前項に掲げるもののほか、教授会に関し必要な事項については、別に定める。

第15章 附属図書館等

(附属図書館等)

第44条 本学附属図書館及び次の附属機関を置く。

- (1) 女性生涯学習研究センター
- (2) 産学官地域連携センター
- (3) 国際交流センター
- (4) キャリア支援センター
- (5) 情報センター

2 前項の附属図書館及び附属機関に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 学生寮等厚生保健施設

(学生寮)

第45条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(大学会館等)

第46条 本学に大学会館、課外活動施設、保健室等必要な厚生保健施設を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 名誉教授

(名誉教授)

第47条 本学に学長、教授、准教授(助教授としての経歴を含む。)又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 生涯教育等

(生涯教育等)

第48条 本学は、県民に開かれた大学を目指して、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座や社会人を対象とするリカレント教育等の生涯学習及びその他事業(以下「生涯教育等」という。)を実施して、教育研究成果を広く還元するものとする。

2 生涯教育等に関し必要な事項は、別に定める。

第19章 受託研究等

(受託研究等)

第49条 本学の学術研究に資するとともに、研究成果を社会に還元していくため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

(寄付講座等)

第50条 本学に寄付講座を開設することができる。

2 寄付講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止された福岡女子大学学則（昭和 36 年 12 月福岡県告示第 889 号。以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 21 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年〇月〇日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の福岡女子大学学則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、平成 23 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学

学則の規定は、なおその効力を有する。

- 3 平成 23 年 4 月 1 日以降において、本学に編入学し、転学し、又は再入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

別表第1 学部共通科目のファーストイヤー・ゼミとその単位数

科目	単位数
ファーストイヤー・ゼミ I	1
ファーストイヤー・ゼミ II	1

別表第2 学部共通科目の学術言語プログラムとその単位数

科目	単位数
学術英語コミュニケーション I	1
学術英語コミュニケーション II	1
学術英語コミュニケーション III	1
学術英語コミュニケーション IV	1
学術英語リスニング I	1
学術英語リスニング II	1
学術英語リーディング I	1
学術英語リーディング II	1
学術英語リーディング III	1
学術英語リーディング IV	1
学術英語リーディング V	1
学術英語ライティング I	1
学術英語ライティング II	1
学術英語ライティング III	1
学術英語ライティング IV	1
学術日本語リーディング I	1
学術日本語リーディング II	1
学術日本語リーディング III	1
学術日本語ライティング I	1
学術日本語ライティング II	1
学術日本語ライティング III	1
学術日本語ライティング IV	1
学術日本語ライティング V	1
学術日本語リスニング I	1
学術日本語リスニング II	1
学術日本語コミュニケーション I	1
学術日本語コミュニケーション II	1
学術日本語コミュニケーション III	1
学術日本語日本事情 I	1
学術日本語日本事情 II	1

別表第3 学部共通科目のアドバンスト・イングリッシュとその単位数

科目	単位数
英語上級 I	1
英語上級 II	1
英語上級 III	1

別表第4 学部共通科目の外国語科目とその単位数

科目	単位数
中国語 I	1
中国語 II	1
中国語 III	1
中国語 IV	1
中国語 V	1
中国語 VI	1
韓国語 I	1
韓国語 II	1
韓国語 III	1
韓国語 IV	1
韓国語 V	1
韓国語 VI	1
ドイツ語 I	1
ドイツ語 II	1
ドイツ語 III	1
ドイツ語 IV	1
ドイツ語 V	1
ドイツ語 VI	1
フランス語 I	1
フランス語 II	1
フランス語 III	1
フランス語 IV	1
フランス語 V	1
フランス語 VI	1
英語 I	1
英語 II	1
英語 III	1
英語 IV	1

別表第5 学部共通科目の情報活用科目とその単位数

科目	単位数
情報インテリジェンス	2
情報リテラシー	2

別表第6 学部共通科目の日本文化理解科目とその単位数

科目	単位数
日本の伝統文化	2
現代日本文化	2
福岡の文化と社会	2
日本女性文化	2

別表第7 学部共通科目の語学研修科目とその単位数

科目	単位数
海外語学研修	1

別表第8 学部共通科目の体験学習科目とその単位数

科目	単位数
フィールドスタディ	2
国際インターンシップ	2
フィールドワーク	2
サービ斯拉ーニング	2

別表第9 学部共通科目の共通基盤科目とその単位数

科目	単位数
総合科目	
グローバリズムと多様性社会	2
地球環境と人類の未来	2
現代社会における生命と健康	2
人文科学	
国際文化論	2
ジェンダー	2
日本の言語と世界	2
欧米言語文化概論	2
言語とコミュニケーション	2
歴史と文化	2
人間の思索	2
宗教学	2
社会科学	

ジェンダーと法	2
現代社会と法	2
日本国憲法	2
現代日本社会論	2
今日の東アジア社会	2
国際関係の成り立ち	2
国際経済のしくみ	2
組織運営のしくみ	2
情報と社会	2
自然科学	
持続可能社会の設計	2
人をめぐる生命科学	2
国際社会における食の安全・安心	2
物質と環境	2
物理学と現代社会	2
数理学と現代社会	2
科学論	2
芸術・感性	
美術表現	2
造形表現	2
音楽表現Ⅰ	2
音楽表現Ⅱ	2

別表第10 学部共通科目の健康スポーツ実習とその単位数

科目	単位数
健康スポーツ実習Ⅰ	1
健康スポーツ実習Ⅱ	1

別表第11 学部共通専門科目とその単位数

科目	単位数
異文化理解	2
国際社会とジェンダー	2
国際経済学	2
生態系の生物学	2
生活と環境	2
食料経済学	2
食健康論	2
社会調査法	2

フィールド実践・研究推進論Ⅰ	2
フィールド実践・研究推進論Ⅱ	2

別表第12 国際文理学部国際教養学科の学科基本科目・専門科目・卒業研究とその単位数

科目	単位数
学科基本科目	
日本文学入門	2
欧米文学入門	2
英語学入門	2
哲学入門	2
歴史学入門	2
東アジア地域研究入門	2
法学入門	2
政治学入門	2
経済学入門	2
経営学入門	2
国際関係入門	2
情報社会入門	2
基礎数学	2
基礎統計学	2
応用統計学	2
専門科目	
日本語文化科目	
日本史概論	2
日本外交文化史Ⅰ	2
日本外交文化史Ⅱ	2
儒教思想史	2
日本伝統芸能	2
奈良時代の文化と文学	2
平安・鎌倉時代の文化と文学	2
江戸時代の文化と文学	2
明治・大正時代の文化と文学	2
書道Ⅰ（書道芸術）	2
書道Ⅱ（書道実技）	2
美学美術史	2
日本文学史	2
国語表現（音声・文法・表記）	2
和漢比較文学	2

近・現代日本文学の英訳研究	2
中国古典文学Ⅰ	2
中国古典文学Ⅱ	2
日本語文化講読	2
日本語文化文献講読B（かな）	2
日本語文化文献講読A（漢文）	2
日本文化の科学的解析	2
日本文化史講義	2
漢文学講義	2
上代日本文学講義	2
中古日本文学講義Ⅰ	2
中古日本文学講義Ⅱ	2
中世日本文学講義Ⅰ	2
中世日本文学講義Ⅱ	2
近世日本文学講義Ⅰ	2
近世日本文学講義Ⅱ	2
近代日本文学講義	2
現代日本文学講義	2
漢文学実践研究	2
古典文学実践研究	2
日本語音韻論	2
日本語表記論	2
日本語文法論	2
国語学実践研究	2
日本語教育概論	2
日本語教授法Ⅰ	2
日本語教授法Ⅱ	2
日本語教育授業研究	2
日本語文化演習Ⅰ	2
日本語文化演習Ⅱ	2
欧米言語文化科目	
哲学概論	2
欧米史概論	2
英文学史	2
米文学史	2
ドイツ言語文化概論	2
フランス言語文化概論	2
中世イギリスの文化と文学	2
近・現代イギリスの文化と文学Ⅰ	2
近・現代イギリスの文化と文学Ⅱ	2

近・現代アメリカの文化と文学 I	2	中国経済論	2
近・現代アメリカの文化と文学 II	2	朝鮮近現代史	2
ポストモダン英語圏の文化と文学	2	現代韓国の文化	2
英語音声学	2	韓国社会論	2
英語文法論	2	韓国経済論	2
英語の歴史	2	時事中国語講読	2
英語文化論	2	時事韓国語講読	2
英語とジェンダー	2	中国語演習 I	2
英語コミュニケーション I	2	中国語演習 II	2
英語コミュニケーション II	2	韓国語演習 I	2
英語通訳の理論と実践	2	韓国語演習 II	2
英語文章表現演習 I	2	東アジア地域研究演習 I	2
英語文章表現演習 II	2	東アジア地域研究演習 II	2
英語翻訳の理論と実践	2	国際関係科目	
欧米文化理論	2	国際関係論	2
科学と文学	2	国際開発論	2
欧米文学と女性表象	2	開発法学	2
欧米文学と映像メディア	2	国際機構法	2
英米言語文化文献講読 I	2	国際協力・NPO/NGO論	2
英米言語文化文献講読 II	2	コミュニケーション学	2
英米言語文化文献講読 III	2	異文化間コミュニケーション学	2
英米言語文化文献講読 IV	2	グローバル社会と人の移動	2
ドイツ言語文化文献講読 I	2	国際環境政策論	2
ドイツ言語文化文献講読 II	2	国際法	2
フランス言語文化文献講読 I	2	国際紛争と数理学	2
フランス言語文化文献講読 II	2	平和と安全保障	2
欧米言語文化演習 I	2	国際政治史	2
欧米言語文化演習 II	2	政治思想史	2
東アジア地域研究科目		政治理論	2
東アジア地域関係論	2	比較政治学	2
東アジアの歴史	2	現代日本政治	2
女性たちとアジア	2	日本政治史	2
アジアの現代文化	2	アメリカの政治と社会	2
東アジアの法と社会	2	ヨーロッパ政治史	2
東アジアの政治と社会	2	現代ヨーロッパの政治と社会	2
東アジア経済論	2	南アジアの政治と社会	2
東アジアの環境	2	国際関係特別講義	2
中国近現代史	2	国際関係演習 I	2
現代中国の文化	2	国際関係演習 II	2
中国社会論	2	国際経済・マネジメント科目	

経営学	2
国際経営学	2
会計学	2
国際企業会計	2
ファイナンス	2
日本・アジアの企業経営	2
企業戦略	2
経営管理論	2
人的資源管理	2
社会心理学	2
行動心理学	2
ビジネス英語	2
環境ビジネス	2
プロジェクトマネジメント論	2
プロジェクトマネジメント演習	2
ミクロ経済学Ⅰ	2
ミクロ経済学Ⅱ	2
マクロ経済学Ⅰ	2
マクロ経済学Ⅱ	2
計量経済学Ⅰ	2
計量経済学Ⅱ	2
財政学	2
金融論	2
経済政策	2
地域経済	2
経済成長	2
開発経済学	2
日本経済	2
アメリカ経済	2
EU経済	2
経済英語	2
国際経済・マネジメント演習Ⅰ	2
国際経済・マネジメント演習Ⅱ	2
卒業研究	
卒業研究演習	4
卒業論文	4

科目	単位数		
	講義	演習	実験 実習
学科基本科目			
基礎数学	2		
基礎物理学	2		
基礎化学	2		
基礎生命科学	2		
生態系の生物学	2		
基礎統計学	2		
応用統計学	2		
環境科学概論	2		
コンピュータサイエンス	2		
プログラミング	2		
環境法総論	2		
経済学入門	2		
環境とジェンダー	2		

専門科目			
環境物質科目			
基礎物理化学	2		
応用物理化学	2		
有機化学	2		
基礎分析化学	2		
無機化学	2		
高分子化学	2		
環境物理学	2		
環境材料学	2		
環境有機化学	2		
環境分析化学	2		
大気環境科学	2		
土壌環境科学	2		
水質環境科学	2		
地球環境科学	2		
環境機器分析学	2		
東アジアの環境	2		
基礎物理学実験			1
基礎化学実験			1
有機化学実験			1
高分子化学実験			1

別表第13 国際文理学部環境科学科の学科基本科目・
専門科目・卒業研究とその単位数

環境物質基礎実験			1	化学物質管理	2		
環境分析化学実験			1	都市空間デザイン	2		
機器分析学実験			1	循環・廃棄物管理	2		
地球環境科学実験			1	内空間環境工学	2		
基礎物理化学演習		1		環境生活学	2		
応用物理化学演習		1		環境人間工学	2		
環境科学演習		1		環境生活生理学	2		
環境物質論および実習Ⅰ	2			環境衛生学	2		
環境物質論および実習Ⅱ	2			生活環境デザイン	2		
環境生命科目				環境リスク	2		
遺伝子の生物学	2			環境生活基礎実験			1
生命の分子的基盤	2			エコ・リサイクル実験			1
生体の機能学	2			環境影響検査法		1	
分子生物学	2			環境生活演習Ⅰ		1	
遺伝学	2			環境生活演習Ⅱ		1	
バイオインフォマティクス	2			環境生活演習Ⅲ		1	
細胞の生物学	2			環境生活演習Ⅳ		1	
発生生物学	2			環境生活論および実習Ⅰ	2		
系統進化学	2			環境生活論および実習Ⅱ	2		
動物生理学	2			国際環境政策科目			
生物統計学	2			環境法Ⅰ	2		
環境生理学	2			環境法Ⅱ	2		
生態学Ⅰ	2			国際機構法	2		
生態学Ⅱ	2			地域環境政策論	2		
保全生物学	2			国際環境政策論	2		
環境評価学	2			国際協力・NPO/NGO論	2		
生命科学演習Ⅰ		1		社会環境設計論	2		
生命科学演習Ⅱ		1		環境統計学	2		
生命科学演習Ⅲ		1		環境（負荷）評価	2		
生命科学演習Ⅳ		1		ミクロ経済学Ⅰ	2		
生命科学演習Ⅴ		1		環境経済学	2		
生命科学基礎実験			1	国際環境経済論	2		
発生生物学実験			1	環境ビジネス	2		
動物生理学実験			1	環境会計論	2		
生態学実験			1	企業経営と環境	2		
環境生理学実験			1	環境影響論	2		
環境生命論および実習Ⅰ	2			環境マネジメント演習Ⅰ		1	
環境生命論および実習Ⅱ	2			環境マネジメント演習Ⅱ		1	
環境生活科目				環境マネジメント演習Ⅲ		1	
エコライフスタイル学	2			環境マネジメント特別講義Ⅰ	2		

環境マネジメント特別講義Ⅱ	2		
環境マネジメント特別講義Ⅲ	2		
国際環境政策論および実習Ⅰ	2		
国際環境政策論および実習Ⅱ	2		
関連科目			
東アジアの歴史	2		
国際開発論	2		
アジアの現代文化	2		
東アジアの法と社会	2		
卒業研究			
卒業研究演習		4	
卒業論文			4

公衆栄養学臨地実習			1
国際健康栄養科学	2		
実践疫学	2		
地域ブランド論	2		
食物危機管理論	2		
公衆衛生学	2		
公衆衛生学実習			1
(人間の体と心の健康)			
生化学実験			1
基礎栄養学実験			1
人間構造機能学Ⅰ	2		
人間構造機能学Ⅱ	2		
人間構造機能学実験Ⅰ			1
人間構造機能学実験Ⅱ			1
臨床医学論	2		
栄養生理学	2		
栄養生理学実験			1
分子生物学	2		
(保健・医療・福祉・介護における食と健康)			
基礎栄養学	2		
生物物理・統計論	2		
食行動科学理論	2		
食事摂取基準論	2		
栄養教育論	2		
栄養教育論実習			1
ライフステージ栄養学	2		
ライフステージ栄養学実習			1
栄養カウンセリング論	2		
スポーツ栄養学	2		
臨床栄養管理学	2		
臨床栄養管理学実習			1
研究解析論	2		
臨床薬理学	2		
臨地実習事前・事後指導			1
食事療法学	2		
食事療法学実習			1
病態栄養学	2		
栄養治療学	2		
臨床栄養アセスメント	2		

別表第14 国際文理学部食・健康学科の学科基本科目・専門科目・卒業研究とその単位数

科目	単位数		
	講義	演習	実験 実習
学科基本科目			
調理学	2		
調理学基礎実習			1
生化学Ⅰ	2		
生化学Ⅱ	2		
基礎実験			1
基礎化学	2		
化学	2		
基礎生命科学	2		
基礎数学	2		
基礎統計学	2		
応用統計学	2		
英文講読	2		
専門科目			
(グローバル社会の食と健康)			
保健医療福祉論	2		
実践栄養活動論	2		
国際食文化論	2		
栄養マネジメント論	2		
公衆栄養学	2		
公衆栄養学実習			1

臨床栄養臨地実習			2
(食の安全・安心と機能)			
微生物学	2		
微生物学実験		1	
食品安全学	2		
食品安全学実験		1	
バイオテクノロジー論	2		
食品機能学	2		
食品機能学実験		1	
食品加工・貯蔵学	2		
食品分析化学	2		
食品分析化学実験		1	
給食経営管理論Ⅰ	2		
給食経営管理論Ⅱ	2		
給食経営管理実習Ⅰ		1	
給食経営管理実習Ⅱ		1	
給食の運営(校外実習)		1	
調理学応用実習		1	
調理科学	2		
調理科学実験		1	
食経営管理論	2		
食・健康科学基礎演習		1	
食・健康科学総合演習		1	
卒業研究			
卒業研究演習		4	
卒業論文			4

英語科教育法Ⅱ	2
英語科教育法Ⅲ	2
英語科教育法Ⅳ	2
理科教育法Ⅰ	2
理科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅲ	2
理科教育法Ⅳ	2
学校栄養教育法Ⅰ	2
学校栄養教育法Ⅱ	2
道德教育の研究	2
特別活動の研究	2
教育方法学	2
生徒指導論	2
教育相談論	2
教職実践演習(中・高)	2
教職実践演習(栄養教諭)	2
事前・事後指導	1
中学校教育実習	2
高等学校教育実習	2
栄養教諭教育実習事前・事後指導	1
栄養教諭教育実習	1
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

別表第15 教職に関する専門科目とその単位数

科目	単位数
教職基礎論	2
教育哲学	2
教育心理学	2
教育行政学	2
教育課程論	2
国語科教育法Ⅰ	2
国語科教育法Ⅱ	2
国語科教育法Ⅲ	2
国語科教育法Ⅳ	2
英語科教育法Ⅰ	2

別表第16 学部において取得することができる教育職員の

免許状の種類及び教科

学部	学科	免許状の種類 (免許教科)
国際文理学部	国際教養学科	中一種免(国語)
		高一種免(国語)
		中一種免(英語)
高一種免(英語)		
環境科学科	中一種免(理科)	
	高一種免(理科)	
食・健康学科	栄教一種免	

備考1 中一種免とは、「中学校教諭一種免許状」をいう。

2 高一種免とは、「高等学校教諭一種免許状」をいう。

3 栄教一種免とは、「栄養教諭一種免許状」をいう。

○公立大学法人福岡女子大学教授会規則（案）

法人規則第 37 号
平成 21 年 2 月 26 日

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公立大学法人福岡女子大学学則（平成 18 年法人規程第 33 号）第 42 条に規定する教授会に関し、その組織及び運営その他必要な事項について定めるものとする。

（組織）

第 2 条 教授会は、学部属する教授、准教授及び講師の全員をもって組織する。

（審議事項）

第 3 条 教授会は、学部に係わる次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、再入学、転編入学、転学科、留学、退学、休学、復学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
- (4) その他学部の運営に関する重要事項

（会議）

第 4 条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

- 2 学部長は、教授会を招集するときは、教授会の日時及び議題を開会の 3 日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。
- 3 学部長に事故があるときは、あらかじめ学部長が指名した者がその職務を代行する。
- 4 教授会は、その構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、特別な必要があると認めるときは、出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成で決する。
- 6 留学、出張その他の理由により、引続き 2 カ月以上教授会に出席できない者があるときは、その期間、その者を構成員の員数から除外することができる。
- 7 議長は必要があるときは、構成員以外の職員を会議に出席させることができる。

（議事録）

第 5 条 学部長は、教授会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

（事務担当）

第 6 条 教授会に関する事務は、学務部において処理する。

（雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要なことは別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の教授会規則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日に発足する学部適用し、平成 23 年 3 月 31 日に存在する学部については、なお従前の例による。